

H28 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧【予定】

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
1	子育て推進課	家庭児童相談事業	家庭における子育ての悩みや心配事、また子供たちが安全・安心、健やかな育ちのための環境づくりについて家族又はその他からの相談に応じています。子育て推進課内に家庭児童相談員4名配置しています。
2	子育て推進課	助産支援	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所・助産します。
3	子育て推進課	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合等に児童福祉施設等にて養育・保護します。原則7日以内。2歳以上の場合は非課税世帯1日1,000円、課税世帯1日2,750円の自己負担があります。
	子育て推進課	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等の事由によって恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供を行います。6ヶ月を限度。非課税世帯1日300円、課税世帯1日750円の自己負担があります。
4	子育て推進課	ファミリーサポートセンター事業	NPO南紀こどもステーションに委託して「きっずぱーく」を開設。子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織で、相互援助活動を支援します。利用料は、1時間700円(8:00～20:00)などです。時間帯により異なります。
5	子育て推進課	第三子以上に係る育児支援助成事業	小学校以下の子ども3人以上を養育している世帯のうち、就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。上限15,000円(年間)。
6	子育て推進課	ひとり親家庭育児支援助成事業	ひとり親世帯の就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。上限15,000円(年間)。
7	子育て推進課	母子生活支援事業	DV等により、保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、生活支援等による自立促進を図ります。
8	子育て推進課	母子家庭等自立支援事業	高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行うに際して、生活の不安を解消するために、就業する期間について給付金を支給します。 自立支援教育訓練 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。
9	子育て推進課	保育料減免措置	同一世帯から2人以上保育の実施を受けている場合、2人目半額、3人目以降無料となります。
10	子育て推進課	第三子以降に係る保育料免除	児童が3人以上いる世帯を対象に、保育所等に入所する児童の保育料を免除します。
11	子育て推進課	学童保育所運営事業	保護者等が就労などによって昼間家にいない小学校低学年児童の放課後の生活を守るために開所しています。
12	子育て推進課	学童保育所減免措置	月額8,000円を2人目を半額、非課税世帯は、2,500円、住民税均等割のみの世帯は4,000円になります。
13	子育て推進課	地域子育て支援センター“愛あい”	育児支援や子育てサークルの活動を支援しています。
14	子育て推進課	つどいの広場事業	就学前児までを対象に月6回10:00～15:00まで新庄総合公園管理棟で開催しています。おもちゃで遊んだり、公園で遊び楽しめます。午前と午後に手遊びや読み聞かせなども行っています。子どもを遊ばせるだけでなく育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。お弁当持参OK みんな一緒に公園で食べます。
	子育て推進課	0・1歳つどいのおへや	2歳になるまでを対象に月1～2回10:00～14:30まで中部公民館か東部公民館で開催しています。親子でゆっくり遊びを楽しむ場。午前と午後に読み聞かせとわらべうた等を行っています。育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。
15	子育て推進課	遺児奨学金	遺児となった子供に対し、遺児奨学金を支給しています。小学校に在学する遺児は、月4,000円、中学校に在学する遺児は、月6,000円、高等学校に在学する遺児は、月8,000円です。

H28 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧【予定】

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
16	子育て推進課	病児・病後児保育事業	現に保育所等に通所中の児童が病気の回復期に至っていないことから、集団保育の困難な期間、当該児童を病院内に設置された専用スペースにおいて一時的に預かります。1日1,000円
17	子育て推進課	養育支援訪問事業	産褥期(出産後概ね1年未満)における母子に対する家事等の援助を行います。非課税世帯は自己負担なし、課税世帯は一部自己負担があります。
18	市民課	児童手当	中学校修了までの児童の養育者を対象として児童手当(特例給付)を支給します。(ただし、公務員は所属庁から支給されるため対象外)。 H24年6月から所得制限を適用し、所得制限により限度額を超えた場合は特例給付として支給しています。 児童手当支給額は、児童一人当たり月額が3歳未満15,000円、3歳から小学校修了までが10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生は10,000円です。 特例給付支給額は、児童一人当たり月額が一律5,000円です。
19	市民課	児童扶養手当	離別や死別等によりひとり親家庭となった児童又は父母のいずれかが障害状態にある児童の養育者を対象として支給します。 所得制限があり、限度額を超えた場合は対象外です。 対象となる場合で所得額に応じて児童一人の場合で、全額42,000円、一部支給41,990円～9,910円を支給します。児童が二人以上の場合は加算があります。
20	保険課	出産育児一時金	健康保険42万円(国保)の支給です。
21	保険課	子ども医療費	就学前児童(乳幼児)の通院・入院及び15歳までの入院に係る保険診療の自己負担分を助成します。
22	保険課	ひとり親家庭等医療費	18歳以下(3月31日まで)の子供を扶養するひとり親家庭等(所得制限あり)を対象に、保険診療の自己負担分を助成します。
23	健康増進課	未熟児養育医療費給付事業	養育のため病院等に入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。
24	健康増進課	乳幼児健診	4か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に健診を実施します。 11か月と2歳の時期に相談を実施します。
25	健康増進課	5歳児発達相談事業	発達障害の早期発見のため、3歳半から就学までの健診空白期間である5歳児を対象に、アンケートによる心理的スクリーニング、これに基づく発達相談、関係機関への紹介、連携、評価・研究のための検討会議を実施します。また、アンケートや相談の従事者、障害児を担当する施設職員を対象に、医師や臨床心理士等が講習を実施します。
26	健康増進課	子育て相談事業	子育て全般にわたる相談を行います。
27	健康増進課	妊婦健康診査費助成事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な費用を助成します。
28	健康増進課	特定不妊治療費助成事業	夫婦1組につき、県要綱に定める1回の治療に要する費用から県要綱の規定による助成額を控除した額(5万円を限度)とし、通算5年まで助成します。
29	健康増進課	一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療を受けた方を対象に、その治療費(5万円を限度。通算2年間)を助成します。
30	健康増進課	妊婦訪問	妊婦訪問・出産相談等を行います。
31	健康増進課	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんと母親に対して、助産師や保健師が訪問し、身体計測や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談を行います。子育てに関する情報等を紹介します。
32	健康増進課 子育て推進課	にこにこ一む	生活や発達の面で支援が必要な親子や、友達と遊ぶ機会が少ない未就園児を対象に遊びの機会を提供し、友達とのふれあいを通じて健やかな発達を促進する親子教室です。

H28 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧【予定】

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
33	健康増進課	未熟児訪問指導	未熟児の赤ちゃんと母親に対して助産師や保健師が訪問し、未熟児の症状や家庭環境に応じて適切な指導を行います。
34	健康増進課	マタニティスクール	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と、妊婦同士の交流の場として実施します。
35	健康増進課	パパママ教室	妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産についての正しい知識の普及と、協力して子育てすることを学ぶ機会として実施します。
36	健康増進課	すくすく教室 (育児相談)	育児相談や離乳食の進め方のほか、育児についての相談を実施します。
37	健康増進課	発達相談、巡回支援事業	乳幼児健診で、発達上経過観察を必要とする場合や育児に不安がある場合に、臨床心理士による発達に関する相談、対象者が集まる施設への巡回相談を実施します。
38	健康増進課	予防接種事業	BCG・不活化ポリオ・三種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎・二種混合・四種混合・子宮頸がん・ヒブ・小児の肺炎球菌・水痘・おたふく風邪を実施します。
39	健康増進課	ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年及び家族を対象に、電話、来所による相談を実施するとともに、家族会、自助会、その他関係機関への紹介を行います。
40	学校教育課	不審者情報連絡システム 『安心・安全メール』	学校と地域が連携して児童生徒の安全確保、活動を支援するため、市教育委員会から携帯電話やパソコンの電子メールを通じて不審者等に関する情報を配信します。
41	学校教育課	学校メール連絡網システム	小中学校・幼稚園からの緊急連絡事項や行事の案内などを短時間で確実に連絡するため、電子メールにより保護者の携帯電話やパソコンに配信します。
42	学校教育課	小・中学校就学援助費等の支給	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費等の一部や給食費を支給します。
43	学校教育課	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に在園する満3歳児・3歳児・4歳児及び5歳児の保護者に対し保育料等を減免します。所得制限があります。
44	学校教育課	適応指導教室	不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、学習や読書活動を実施します。
45	学校教育課	子ども電話相談	子どもに関する電話相談の受付を行います。
46	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ホットライン(電話相談)
47	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ホットライン(メール相談)
48	学校教育課	スクールバス運行業務	過疎地や山間部における小・中学生の通学支援を行います。
49	学校教育課	市立幼稚園の預かり保育	授業終了後、午後2時30分から午後4時30分までの2時間、預かり保育を実施します。
50	学校教育課	私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育を実施します。
51	学校教育課	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級在籍の多動及び心臓疾患等配慮児童生徒への対応を行います。通常学級に在籍する発達障害児童生徒に対する学習支援・車イス介助等を行います。(幼稚園・小学校・中学校)

H28 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧【予定】

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
52	学校教育課	遠距離通学費補助金	小中学校へ通学する遠距離通学者に経費を補助します。対象となる地域は、旧田辺市のうち学校統合により通学距離が長くなった地域や旧田辺市以外の地域で、小学生は片道4km以上、中学生は片道5km以上(市立小中学校が対象)で、バス定期代の 実費 などです。
53	教育総務課	特別支援学校就学奨励費補助金	県立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者(田辺市在住)に対し、月額2,000円(田辺市及び西牟婁郡内の学校)または月額5,000円(その他の地域の学校)を補助します。
54	教育総務課	高等学校通学費等助成金	高等学校等修学のための通学及び下宿(入寮)に要する経費の一部を助成します。 (1128～拡充)保護者の所得制限の見直しを行うとともに、下宿(寮)費(食費を除く)の上限額を月額3,300円から5,000円に引き上げる。
55	教育総務課	修学奨学金	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者を対象に、奨学金を貸与します。
56	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に公民館や小学校の空き教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。
57	生涯学習課	地域共育コミュニティ推進本部事業(学社融合推進事業)	地域住民がボランティアとして、学校の教育活動を支援することで、教員が子供と向き合う時間を確保するとともに、地域の教育力の向上を図るため、田辺市共育コミュニティ推進本部事業を実施します。
58	生涯学習課	家庭教育支援事業	家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、子育てや育児に関して悩む親が多いなか、家庭教育に関する基礎的な知識の普及・啓発を図るとともに、家庭教育支援に取り組む人材を養成します。
59	子育て推進課	交通遺児手当	交通事故により親等の一方又は双方を失った18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童で、高等学校に在学中までの児童を対象に年30,000円支給します。
60	子育て推進課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親の母・父が、高等学校卒業認定試験を受けるあたり、そのために講座を受講終了した際、その費用の20%の補助が受けられ、合格した場合、さらに費用の40%(上限の総額15万円)まで受けられます。受講をする前に事前の申し込みが必要です。
61	やすらぎ対策課 子育て推進課	田辺市ハートの雇用事業 育児支援助成事業	田辺市ハートの雇用事業の適用を受けて、本宮町に移住したひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを育てる環境づくりを推進するため、ひとり親家庭の児童がファミリー・サポート・センター事業を利用する際に要する費用の一部を助成します。
62	健康増進課	妊婦歯科健康診査事業	出産前の母親の口の中の環境を整え、生まれてくる子どものむし歯や歯周病予防に繋げるため、妊婦歯科健康診査を実施します。
63	学校教育課	第三子以降に係る保育料免除	児童が3人以上いる世帯を対象に、幼稚園に入所する児童の保育料を免除します。